

県南広域振興局長告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年11月7日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
そよ風薬局一関店	一関市上大槻街4番46号	平成20年5月31日
有限会社ワカバ薬局	花巻市鍛冶町13番1号	平成20年8月31日